

令和6年度（2024年度）第2回吹田市介護保険施設等選定委員会 議事要旨

I 概要

1 開催日時

令和6年（2024年）11月20日（水）午後2時00分から午後3時51分まで

2 開催場所

吹田市文化会館第1会議室及びオンライン

3 出席者

（1）委員（全員オンライン出席）

1号委員

2号委員

3号委員

4号委員

5号委員

（2）事務局職員

ア 福祉部

梅森部長、田畑次長

イ 高齢福祉室

竹本室長、村井参事、下村主幹、原口主査、糸川主任

ウ 開発審査室

徳寄参事、朝井主幹

II 次第

1 開会

2 諮問等

3 案件

（1）選定基準について

（2）書類審査

4 その他

5 閉会

III 議事要旨

1 開会（14:00）

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第2回吹田市介護保険施設等選定委員会を開催させていただきます。本日、司会を務めさせていただきます高齢福祉室主任の糸川でございます。よろしくお願いいたします。なお、本選定委員会につきましては、吹田市情報公開条例第7条第4項（公開することにより、事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの）に該当するため、会議は非公開としますので、よろしくお願いいたします。また、本選定委員会の内容につきましては、終了後の議事録作成のため、

録音させていただきます。よろしくお願いいたします。では、本日の資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

2 諮問等 (14:04)

○**委員長** それでは、本日の選定委員会の審議に入りたいと思います。審議する事項について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 今回、御審議いただく事項は、事前にお送りした諮問書のとおり、「書類審査及びプレゼンテーション審査による事前協議対象者の選定」でございます。御確認をお願いいたします。

○**委員長** では、審議の前に、本日の委員の出席の状況について、報告をお願いします。

○**事務局** 本日の委員の皆様の出席の状況について、報告いたします。本選定委員会は、吹田市介護保険施設等選定委員会規則第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が会議開催の成立要件となりますが、本日、委員総数5名中、出席者5名であることから、本選定委員会は成立していることを御報告いたします。

3 案件 (1) 選定基準について (14:05)

○**委員長** それでは、本日の選定委員会の審議に入りたいと思います。本選定委員会に対して、諮問があったとおり、書類審査及びプレゼンテーション審査による事前協議対象者の選定を審議事項とします。今回の選定委員会にて書類審査、次回の選定委員会にてプレゼンテーション審査を行った上で、審査の結果を答申したいと思います。まず、案件(1)「選定基準について」、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 今回の選定委員会で、事前協議対象者を選定いただく上で必要となる選定基準について、説明させていただきます。【資料1】「吹田市指定地域密着型サービス事業者選定基準」を御覧ください。こちらの選定基準は、第1回の選定委員会を経て、御承認いただいたものでございます。審査にあたり、改めて要点を簡単に説明させていただきます。1ページ「3 選定の基準」を御覧ください。1から16の選定項目があり、それぞれに評価の視点、配点が記載されています。選定項目ごとに配点の範囲内で採点をお願いします。なお、3ページの「16 整備計画の推進」については、自動採点となっておりますので、採点は不要です。7ページにお進みください。7ページ「5 採点方法」を御覧ください。まず、(6)に採点の基準を記載しておりますので、採点の御参考としてください。次に、(5)を御覧ください。「書類審査時点でいったん仮採点を行い、～」とあります。本日の書類審査が終わりましたら、仮採点を行っていただき、事務局に提出していただきたいと思います。次に、【参考資料4】選定採点表の見本を御覧ください。こちらが採点を入力していただく選定採点表の見本です。右端が採点欄となっております。選定項目「16 整備計画の推進」の採点欄を御覧ください。この項目は自動採点となっております。この欄は事務局があらかじめ採点結果を入力したエクセルデータを、メールにてお送りしております。さきほども申し上げましたが、本日の書類審査が終わりましたら、選定項目1から15までの採点入力をお願いいたします。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に応募の、CとDについては、応募者CとDを合計点の順に並べたときの、当該応募者の順位を、順位欄に入力してください。すべて入力いただきましたら、エクセルデータを明日の正午までに高齢福祉室までメールで御提出いただきますようお願いいたします。期間が短く誠に恐縮ですがお願いいたします。それでは、【資料1】「吹田市指定地域密着型サービ

ス事業者選定基準」に戻りまして、7 ページを御覧ください。7 ページの「6 事前協議対象者の選定方法」について説明します。①についてです。選定項目「16 整備計画の推進」以外の各項目について、5 割の基準点を設けます。全委員の平均をとって、各選定項目の点数が1 つでも基準点未満となった場合、事前協議対象者としません。②についてです。1 から 16 までの合計点 112 点の 6 割である、67.2 点を基準点とし、全委員の平均が基準点未満となった応募者は、事前協議対象者としません。③についてです。書類審査とプレゼンテーション審査を行い、各委員が応募者を採点し、順位を付けます。今回は応募者 C と D が競合しているため、応募者 C と D に順位をつけることになります。採点した各合計点が同点にならないよう、つまり同一順位が生まれないよう、採点をお願いいたします。なお、単独応募となった応募者 A に対しては順位をつけません。④についてです。最も多く 1 位を獲得した応募者が、事前協議対象者となります。今回は応募者 C と D が競合しているため、この順位をつける選定方法で応募者 C と D を比較します。なお、単独応募となった応募者 A に対しては、この選定手法は用いません。⑤についてです。⑤は先ほど御説明したとおり、①と②の基準点を設け、その基準点を満たさなければ事前協議対象者とししない旨を記載しています。提出書類の内容及びプレゼンテーション内容によっては、「全ての応募者が事前協議対象者とならない。」という結論もあり得ます。是非、利用者にとって有益な事業者を御選出くださいましたら幸いです。⑥についてです。事前協議対象者については、次点者は設けないこととします。案件 3 の「(1) 選定基準について」の説明は以上です。

○委員長 事務局からの説明について、御質問・御意見がございましたら、お受けしたいと思えます。どなたかございませんか。ないようですので、次の案件に移ります。

3 案件（2）書類審査（14:14）

○委員長 案件（2）「書類審査」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 案件 3 「(2) 書類審査」について説明いたします。【資料 2】「令和 6 年度（2024 年度）吹田市指定地域密着型サービス事業者募集に係る応募状況等について」を御覧ください。1 ページの「1 募集事業の概要」には、今回募集した事業とその整備数等を示しています。次に、「2 応募状況」を御覧ください。応募者の呼び方についてです。説明や審査の中では、アルファベットを使って、「応募者 A」「応募者 C」といったように呼ばさせていただきます。今回は、全部で 4 事業者から応募がありました。ですが、応募者 B については、その後、応募取り下げとなったため、「応募者 A」「応募者 C」「応募者 D」について御審議いただくことになります。各応募者が応募した事業は、表に示したとおりです。応募者 A は、認知症高齢者グループホーム（27 床）と看護小規模多機能型居宅介護。応募者 C と D は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護となっております。この表では合わせて、選定項目「16 整備計画の推進」に係る加点について記載しております。2 ページにお進みください。2 ページの「3 応募者の概要」についてです。今回の応募者の既存事業について、主要な事項である、「法人の設立年月」、「介護事業者としての実施事業等」、「常勤職員の割合」、「平均勤続年数」、「離職率」などを示しています。また、財務の状況を表す、「流動比率」、「固定長期適合比率」、「自己資本比率」の 3 つの指標を示しています。3 ページにお進みください。今回、応募があった新規事業の概要として、開設予定の時期や、施設の構造・階数を示しています。4 ページにお進みください。4 ページ「4 新規事業分サービス別計画の概要」についてです。「従業者数」「居室の床面積」、「介護保険制度における自己負担以外の利用者負担額」などを、提出書類インデックス 2「付表」から、各数値を抜き出しています。それでは、【資料 3】「施設等の構造等に係る指摘事項等につ

いて」を御覧ください。この資料は、選定項目「14 施設等の構造等」に係る部分について、本市の福祉指導監査室が応募者から提出された設計図書を精査し、指摘のあった事項等を事業ごとにまとめたものです。なお、設備基準等につきましては、募集要項において、吹田市介護保険法施行条例にそった形のを募集していることを明記しており、また、事業者に対する募集説明会においても、介護保険法等の関係法令を遵守した事業計画となるよう、応募書類の提出の前に、各法令・条例等に合致しているかどうかを設計段階から各所管と調整するよう勧めています。それでは、設備基準が設けられている認知症対応型共同生活介護と看護小規模多機能型居宅介護に応募したAについて説明いたします。まず、1ページ、認知症高齢者グループホームについてです。「便所」の項目を御覧ください。基準省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第93条第2項には、「その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。」と規定されており、また、利用者に対する質の高い介護サービスの提供を確保する観点から、本市は車いす用トイレの設置を求めています。今回、図面上から、車いす用トイレが設置されるかどうか確認できないので、「△」となっています。次に、看護小規模多機能型居宅介護についてです。「浴室」の項目を御覧ください。基準省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第175条第1項には、「浴室を備えなければならない」旨の規定があり、また、利用者に対する質の高い介護サービスの提供を確保する観点から、本市は車いすの方や寝たきりの方が利用する特浴室の設置を求めています。図面上、浴室内の詳細が不明のため、「△」となっています。それでは、「便所」の項目を御覧ください。基準省令「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第175条第1項には、「その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。」と規定されており、また、利用者に対する質の高い介護サービスの提供を確保する観点から、本市は通いサービスのフロアに、複数個所のトイレの設置を求めています。図面上、1つですので「×」となっています。2ページにお進みください。ここには、設備基準には規定がないが、選定後の事前協議で確認が必要となる指摘事項を「その他」として、まとめたものです。多くの指摘事項がありますが、今回は、かいつまんで御説明いたします。【事業共通】の3つめのボツ。「車いすが～」という書き出しの部分です。Aの施設には、図面上、テラスから屋外階段に抜ける経路があります。この経路を車いすが通行できるかどうかは図面から判断できません。なお、車いすが通行できない場合は、介護サービス事業者として指定することができません。次に、【事業共通】の7つめのボツ。「厨房への～」という書き出しの部分です。厨房への食材等の搬入のため、衛生管理上、厨房に直接入れるよう勝手口を設けることが一般的です。Aの施設は、斜面に建てる計画となっており、図面上、厨房に勝手口を設けることができないと思われます。次に、【事業共通】の8つめのボツ。「一般的には設けられる、調理員専用のトイレ～」という書き出しの部分です。調理員専用のトイレについても、衛生管理上、本市は設置を求めています。図面上、確認ができません。次に、【認知症対応型共同生活介護】の1つめのボツ。「グループホーム及び看多機の～」という書き出しの部分です。1階事務所の配置が、利用者の出入りを十分に把握できるものになっていません。そのため、利用者が屋外階段やエレベータで1階におり、外に出たことに、職員が気づけない可能性があります。以上で、案件3「(2)書類審査」についての説明を終わります。

○委員長 事務局からの説明について、御質問・御意見がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

事務局からAの指摘事項について説明がありましたが、この指摘事項を事業者に伝え、すでに改善を求めましたか。

○事務局 Aには伝えておりませんので、次回の選定委員会の質疑応答の中で御質問いただければと考えております。

○委員長 わかりました。他にございませんか。ないようですので、次に、応募のあった事業者の「事業計画」「財務状況」「人事・労務管理」について、各分野の御専門の委員から、御意見をいただくこととします。まずは、「事業計画」について、御専門の委員にお伺いしたいと思います。委員、よろしくお願いします。

○委員 応募申請書を御準備ください。インデックス2及び7についてです。まず、Aの応募申請書、インデックス2、様式2、付表を御覧ください。この様式には、従事者の計画等が記載されています。1ページが認知症高齢者グループホームの計画。そして、2ページが、看多機の計画となっています。3ページ、4ページには、その兼務状況の内訳について記載があります。ですが、その兼務の状況を示す書類は理解しにくいものとなっています。次に、1ページ下段の、認知症高齢者グループホームに係る自己負担以外の利用者負担額の欄を御覧ください。日額での記載となっていますので、30日で計算すると、毎月17万円程度必要となり、これに介護保険で自己負担が加わると、毎月20万円程度必要となり、高めの設定と感じます。次に、インデックス7を御覧ください。ここには事業提案が書かれています。全体的な印象としては、応募者の考え方や熱意は伝わってきますが、具体性に欠ける記述が多いという印象を受けました。例えば、私たちは後ほど、評価の視点を踏まえて応募者を評価しますが、その評価の視点を踏まえた、記述がないところが多々ありました。様式の欄外には、「評価の視点」の記載がありますが、そこが踏まえられていないようです。また、既存施設での取組実績と、今後、整備予定の施設での取組とが明確に書き分けられていませんので、あやふやな文章になっています。さらに、句体については、常体・敬体が入りまじっているところもあり、文章チェックが十分になされなかったという印象も受けます。加えて、例えば、1の法人の基本方針の部分については、吹田市の現状を踏まえて書いていないと感じます。「吹田市の様々な計画では、このようになっている、それを踏まえてこのようにします。」という記述はあまりありませんでした。ただし、吹田市内で既に事業を展開しているので、書かずとも理解されている可能性はあります。2ページの「(3) 高齢者福祉事業への熱意と事業運営実績」では、熱意は伝わってきますが、事業運営実績については、少し不明確だと感じます。また、4ページ上段の「(2) 認知症ケアに関する具体的方策・実績」では、対職員のスキルアップに関する内容は記載されていますが、評価の視点を踏まえた、例えば、ハード面での具体的方策や、整備予定の施設での実施内容等が欠けていました。また、4ページ下段の「3 虐待防止等に対する取組」中の「～権利擁護規程を定めます。」とありますが、この規程は、今すでにあるものなのかどうかははっきりしませんし、ここ以外にも、同様にはっきりしない箇所がいくつかありました。次は、応募者に直接質問しないとはっきりしませんが、6ページの下部に、「緊急通報システムを整備いたします。」とあります。また、その後に「聴覚障害者に対する文字放送機器による提供。視覚障害者に対する点字での情報提供対応などができる工夫と設備を備えた施設とする。」とあります。これらが、どのようなものかが具体的ではありません。7ページ上部に「見守り通報システムなどの活用」とありますが、これについても具体的ではないので確認が必要です。7ページ下部の、「苦情対応規程を制定し、～」との記載についても、今すでにあるものなのかどうかははっきりしません。8ページ以降も同じような印象をもっています。最後に、10ページの、「(1) 適正な労働条件の確保」では、ユニークな取組について記載がありました。認知症高齢者グループホーム及び看多機への応募は、1事業者だけでしたので、Aが適正かどうか判断することになりますが、書類という面では、不備があります。

それでは、Cの応募申請書を御準備ください。同じくインデックス2の1ページです。定期巡回随時対応型訪問介護看護への応募となっております。下段の表中の従業者の職種・員数を見ますと、看護職員の配置はゼロとなっております。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、看護職員は常勤換算で2.5以上が必置ですが、連携型を採用するので空欄となります。それでは、インデックス7の事業提案書についてです。Cは、薬局事業をベースにして、介護事業も展開しており、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についても、すでに事業実績があります。その点では、運営に自信を持っているような記載がありました。ですが、既存施設での実績についてと整備予定内容について、明確でない部分がありました。例えば、4ページの「3 虐待防止等に対する取組」に、「『虐待防止のための指針』、『身体的拘束の適正化のための指針』を作成し推進していきます。」と記載があります。これらは、今あるものなのか、これから作るものなのか不明確となっております。5ページ、上段の「医療機関との連携実績」についてです。既に吹田市内でサービス付き高齢者向け住宅事業を展開しており、様々な病院等との連携実績があるところは、強みだと考えます。

それでは、Dの応募申請書を御準備いただき、インデックス2の付表を御覧ください。Cの応募申請書を横に並べていただくと、職員配置に対する考え方の違いが理解しやすくなります。Dは、常勤に重きを置いています。例えば、「定期巡回サービス」職員では常勤のところに、専従2人、兼務2人となっております。そして、Dの平均年間給与額がCよりも高く設定されています。Cは、オペレーターや計画作成責任者では、常勤が配置されているのですが、訪問介護員等は、非常勤職員だけとなっております。この事業を展開するにあたっての人員配置の考え方が大きく異なっています。どちらの考え方が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に、ふさわしいかは一概には言えませんが、一般的には、常勤職員が配置されている方が安定しているのではないかと考えます。また、Dは、一体型のため、看護職員の配置があります。応募申請書には、今後、看護職員をもっと増やしたいという記述がありました。それでは、インデックス7の事業提案書を御覧ください。Dは、Cと同様に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実績はありますが、吹田市内では事業を展開していないところが、Cと異なる点です。ただし、代表者の自宅が吹田市にあるということで、非常に吹田市に対する思い入れがあるように感じます。現在、吹田市では、事業を展開できていませんが、その分、吹田市の状況等を確認し把握をしておられるようで、応募申請書の中にも、吹田市の計画を引用して、文章が書かれています。記載内容は、先ほどのCと同様に、きちんと整理して書かれています。質問としては、5ページ上段に記載のある、みまもりあいアプリの今の活用状況・方法について、確認が必要だと考えます。また、9ページの「地域共生社会の実現に向けた地域連携等の取組」の部分では、吹田市介護保険事業計画を踏まえて、考え方を整理・記述されているので好印象を持ちました。10ページの記載からは、このサービスを普及させたいという熱意が伝わってきました。11ページ「(1)人材確保のための具体的方策・実績」では、給与を高くし、業界トップクラスの給与で求人を行っているとの記載があります。そして、具体的には初任者研修の介護士に対して月給が30万円以上の給与を設定する予定と記載があります。職員としては、良いことですが、それをどのように実現するかに関心があります。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。委員の御意見について、御質問・御意見がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

私の印象を述べさせていただきます。委員が述べられたとおり、Aの応募申請書は、読みづらいです。例えば、法人の基本方針では、文章中に「思います。」という表記が10ヶ所程度出てきます。そのせいか、全体的に説得力に欠ける感じがします。他にございませんか。ないよう

ですので、次に「財務状況」について、御専門の委員にお願いしたいと思います。委員、よろしくをお願いします。

○委員 まず、説明の流れについてです。財務面については2つの視点から説明します。1点目は、選定項目「11 財務状況」です。2点目は、選定項目「12 施設等の資金計画等」です。この2つの視点から説明します。では、分析の前に、経営指標の比較の際には気をつけなければならないことが、いくつかあります。それは、同じ指標であっても、企業の業種や規模によって、優良とされる基準が異なります。今回の3者でいうと、Aの従業員は37人、Cは595人、Dは422人。売上は、Aが1億8000万円、Cが46億円、Dが22億円。資本金は、Aが100万円、C社が300万円、Dが300万円です。新事業の内容では、Aは認知症高齢型グループホームで定員27名と、看護小規模多機能型居宅介護で、宿泊定員9名。CとD、同じ新事業の内容であり、比較が可能です。Aについては、比較相手がいませんので、日本政策金融公庫の中小企業経営指標を参考にします。では、個別の指標について説明します。まず、流動比率についてです。この指標は企業の短期的な支払い能力を示すものです。1年以内に現金化される流動資産と、1年以内に支払い期限が来る流動負債を用いて計算します。計算式は、分母が流動負債で、分子が流動資産になります。計算結果は、大きい数字の方がより良いものとなります。目安として、例えば150%以上になると、優良企業と言われています。Cはもちろん優良ですが、Dは538.97%であり、非常に優良であると言えます。一般的に150%以上であれば優良であるとされているので、Aについても、優良であると言えます。次に、固定長期適合比率についてです。これは、固定資産が安定した資金でまかなわれているかを示す指標です。これは小さい数字の方がより良いものとなります。目安として、100%以下であれば標準又は問題ないとされています。C及びDは妥当と言えます。Aは、100%未満ではありますが、CやDよりも数値が高くなっています。先ほど紹介した日本政策金融公庫の中小企業経営指標を確認すると、72.3%となっており、これと比較すると多少高めに感じます。最後に、自己資本比率についてです。この指標は、大きいほど良いとされており、その目安は、33%とされています。Dは圧倒的に自己資本比率が高いです。目安は、33%とされていますが、その他にも、20%未満になると企業の体質改善の必要があるとされています。そのため、AとCは、自己資本比率が低い印象を受けます。しかし、先ほどの中小企業経営指標を用いてAを評価すると、特に低いとは言えません。つまり、小さい規模の介護の事業者は、借入を多くされていて非常に厳しい中で、運営しているとも言えます。財務状況については以上です。

次に、インデックス9の事業所の収支見込についてです。それでは、Dのインデックス9を御覧ください。1ページ、新規事業の収支見込書の一番下が当期末資金残高となっており、その上が前期末資金残高となっています。新規事業なので前期末資金残高は、0となります。2ページは、既存事業の収支見込の表で、令和6年度の欄の前期末資金残高は、6億6,598万5,000円となっています。この資金残高は、新規事業に不測の事態が起こった時にも、既存事業の資金で対応が可能なため、残高が大きいほうが良いです。この令和6年度の欄の前期末資金残高を確認します。まず、インデックス11、2ページのキャッシュ・フロー計算書の一番下の「現金及び現金同等物の期末残高」を見てください。ここには、5億1,961万7,601円と記載されています。Dは7月決算なので、直近の決算期間は令和5年8月1日から令和6年7月31日までとなります。次に、インデックス10、2ページのキャッシュ・フロー計算書の一番下の「現金及び現金同等物の期末残高」を見てください。ここには、6億6,598万5,000円と記載されています。最初に確認した収支見込書の、前期末資金残高（6億6,598万5,000円）は、ここと一致します。次は、Cについてです。インデックス9、2ページの既存事業の収支見込の表

を御覧ください。2 ページは、既存事業の収支見込の表で、令和 6 年度の欄の前期末資金残高は、14 億 5,300 万 2,000 円となっています。それではインデックス 10、2 ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。約 14 億 5,000 円となっています。次は、A についてです。インデックス 9、2 ページの既存事業の収支見込の表を御覧ください。令和 6 年度の欄の前期末資金残高が、6,000 万円となっています。インデックス 11、1 ページの法人単位資金収支計算書を御覧ください。「決算」の列の一番下の当期末支払資金残高は、3,386 万 2,064 円となっています。インデックス 10、2 ページの令和 6 年度の資金収支計算書（収支予測）を御覧ください。右下の当期資金収支差額合計は、818 万 9,481 円となっています。そのため、インデックス 9、2 ページの正しい令和 6 年度の欄の前期末資金残高は、3,386 万 2,064 円に、818 万 9,481 円を足した、約 4,200 万円となるはずですが、ここについては確認が必要です。次に、売上についてです。A については、売上についても確認が必要なところがあり、その点を説明します。インデックス 8、7 ページを御覧ください。指摘は 3 点あります。1 点目です。中段の表に記載のある「協力医療機関連携加算」、「口腔衛生管理体制加算」は、2024 年度の報酬改定で創設された加算であり、月単位で計算すべきものが、日単位で計算されていました。そのため、年間の合計金額は約 30 倍の約 726 万 7 千円になっています。本来であれば、協力医療機関連携加算の年間の合計金額は、約 13 万 6 千円、口腔衛生管理体制加算の年間の合計金額は、約 10 万 2 千円となります。その結果、年間売上に約 702 万円以上の差が生じています。2 点目です。同じく 7 ページの下段の表の食材料費（利用者からの徴収額）の欄を御覧ください。年間の合計金額は、1,778 万 7,600 円となっています。これに対応する、費用の額を確認しますので、17 ページ、費用の給食費の欄を御覧ください。給食費は、年間 919 万 2,960 円と記載があり、徴収した金額の半額程度しか、食材費に充てていません。次に、この計算根拠を確認しますので、14 ページの給食費を確認すると、食事は 18 人分で計算されています。少なくとも、27 人分で計算されるべきです。給食費では、約 859 万円以上の差額が生じており、経費が少なく見積もられています。同じ表の下部の業務委託費についても、18 人分で計算されています。売上が 27 人分で計算するのであれば、経費も 27 人分で計算するべきです。この点については確認が必要です。3 点目です。インデックス 8、32 ページを御覧ください。下段の表の宿泊費の欄に 29 人分と記載があります。看多機の宿泊定員は 9 名が上限となっています。ここは本来 9 人で計算すべきと考えられますが、29 人で計算されています。そのため、看多機の収入が約 2,188 万円以上多く見積もられています。これまでの指摘をすべて足しますと、売上を約 3,800 万円高く見積もっています。さらに、先ほどの令和 6 年度の欄の前期末資金残高での差額が約 1,800 万円あるので、合計で約 5,600 万円の差額が生じている可能性があります。ですので、資金繰りを評価する上では、この資料を判断材料とすることはできないと考えます。私からは以上です。

○**委員長** 委員の御意見について、御質問・御意見がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

○**委員** 事務局にお聞きします。先ほどのとおり、財務面での指摘事項などは、各応募者に伝える予定ですか。

○**事務局** 書類が不足している等の補正といったことは行うことができますが、提案書の内容の確認を行ってしまうと、行政が助力していることになるため、そういったところまでは踏み込まないようにしております。また、先ほどの指摘事項などは、審査期間中は応募者に伝える予定はありません。

○**委員** わかりました。

○**委員長** A の給食費の件は、やはり間違いだと思うので、この件は次回質問すべきと思います。

各応募者について、流動比率から鑑みると、各応募者とも支払い能力はますますではないかと考えます。C 及び D については資本の安定性に問題はないという印象を持ちます。

それでは、次に「人事・労務管理」について、御専門の委員にお願いしたいと思います。委員、よろしくお願いします。

○委員 私は、提出書類のインデックス 6 のク「法人の就業規則、雇用契約書又は労働条件通知書の雛形」を確認しました。A、C 及び D の中で、A が最も法改正の未対応事項が多かったです。例えば、雇用契約書では、業務の内容や就業場所の変更の範囲を明示しなければなりません。また、同一法人内に事業所が複数ある場合で、異動の可能性があるのであれば、その旨あらかじめ明示しなければなりません、そのような法改正に対応していないものが提出されていました。もしかしたら、対応済みの新しい書類はあって、古い書類を提出してしまっただけかもしれませんが、4 月 1 日の法改正ですので、半年ぐらい経過した状況下では、法改正に対応した書類が提出されていても良いという印象を持ちました。次に、割増賃金率についてです。残業が月 60 時間以上超える場合は、50%の割増し率で支払わなければならないところ、A のみ未対応でした。育児介護休業規定も令和 4 年から、産後パパ育休など大きな法改正があったにもかかわらず、未対応でした。C 及び D には、顧問社労士がいると申請書に記載がありましたし、そこまで法改正未対応事項はありませんでしたが、D については、育児介護休業規定が、令和元年のものが提出されており、令和 4 年の改正が盛り込まれていないと考えられます。雇用契約書に関して、C 及び D は問題がないものが提出されています。ハラスメントの防止に関してです。セクハラや、マタハラは男女雇用機会均等法等で規制されています。また、パワハラは、労働施策総合推進法で規制されています。ハラスメントの防止に関しては、各応募者とも、何かが抜けている状態です。例えば、「パワハラ及びマタハラの防止については記載があるが、セクハラの記載がない。」ですとか、「セクハラ及びマタハラの防止については記載があるが、パワハラの記載がない。」という状態でした。また、防止措置のためのマニュアルを作るのはもちろん大切ですが、防止措置の義務化でもあるので、例えば、研修内容、窓口の設置状況、それから、ハラスメントが起きたときにはどのような体制で対応し、以降、再発防止に努めるか等は、各応募者から提出された資料からは読み取れませんでした。次に、処遇改善加算についてです。各応募者とも、賃金規定に処遇改善加算に関する規定はありました。ですが、加算の計画書や実績報告書の添付を求めていなかったのも、各応募者が実際に、加算を取得しているかどうか不明瞭でした。ですので、事務局経由で、給与明細そのものの提出を追加で依頼したいと考えております。また、先ほどのハラスメントについても、文言はあるものの、具体的な防止措置のプロセスや実施状況がわからないので、こちらについても、事務局経由で、プレゼンまでに、ハラスメントの防止や研修記録等の資料の提出を追加で依頼したいと考えています。応募者の中では、A が、法の遵守（法改正への対応）や社内規定の整備面では、抜けが多いという印象です。C 及び D は、顧問社労士もいることですし、一部、法改正に対応していないところについては、早急に見直してもらえば特に問題はないという印象です。次に、インデックス 7、事業提案書の中の「5 利用者等の安全確保に向けた取組」、「6 衛生管理、感染症予防に向けた取組」、「9 人材確保のための取組」及び「10 適正な労働環境確保の取組」についてです。先ほど、委員も仰っていましたが、非常に抽象的な文章があります。例えば、「取り組んでまいります。」「行います。」という表現です。また、A は、かっこよく、素敵な文言が使われているのですが、「具体的に何を実施するか。」や、「何をもって人材確保、キャリア形成を行うか。」といった具体的な内容が書かれていません。これは A だけでなく、C 及び D にも当てはまると感じます。次に、事業提案書の項目の 5、6、9、10 の印象についてです。A は、

福利厚生が充実していると感じました。しかし、研修については、記載内容のわりには、具体的内容がないので、気になりました。Cは、「外国人人材を活用している。」という記載がありました。外国人は在留資格によって働くものですので、受け入れたとしても、その在留資格が切れる又は働くことのできない在留資格だと、違法に就労させることになります。外国人人材が悪いとは思いませんが、外国人人材が欠けたときの対応はどのように考えているのかは、質問したいと思います。Dも、「行っていきます。」や、「面談します。」「面談しています。」という記載がありますが、具体的に「何を行っています。」なのか、「行っていきます。」なのか、「すでにやっています。」なのかが、不明瞭な部分がありました。そして、各応募者に共通しますが、人材確保の方策が抽象的なので質問したいと思います。と言いますのも、資料を見たところ、給料は高いという印象をもちますが、給与が高いからといって人が辞めないとも限りませんし、良いサービスが提供できるとも限りません。また、キャリア形成のための研修等は、質の高いサービスの提供に効果的です。それに向けて、「やります。」「行います。」「考えております。」は良いのですが、具体的な人材確保策や、キャリア形成の方法については、各応募者に質問したいと思います。また、ハラスメントが起きると、非常に就業意欲も低下しますし、人も辞めますし、介護サービスの質にも影響するので、各応募者の具体的なハラスメント対策が記載されていないので、この点についても各応募者に質問したいと思います。また、利用者の安全確保、衛生管理、感染症予防の取り組みに関するBCPについてです。介護施設・事業所におけるBCP策定は、今年の4月から義務化となっていますが、応募申請書内に「BCPの整備に取り組んでいきます。」という旨を記載している応募者もありましたので、各応募者にBCPの提出を、事務局経由で、プレゼンまでに、追加で依頼したいと考えています。

「やります。」「頑張ります。」といった文言を並べて、素晴らしい取り組みを書いたとしても、実際にやってなかったら全く意味がないと考えます。人材は「人材」だと考えます。また、途切れず優秀な人材が定着し、育っていくことが、サービスの保持や信頼に繋がるとも考えておりますので、その辺りをどのように各応募者が考えているのかを質問したいと思います。

○委員長 ありがとうございます。委員の御意見について、御質問・御意見がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

CとBは、もともと有限会社と株式会社ですから、委員が述べられたとおり、顧問社労士を契約する余裕はあるでしょう。しかし、その割には、BCPが策定されていないのであれば、遅れているという印象を持ちます。また、Aは、設立からまだ日が浅いですし、従業員数37人の小さな社会福祉法人です。そのため、CやDとの比較は、難しいかもしれません。とはいえ、令和5年度の有給取得率は0%となっており、これはやっぱり離職に繋がる可能性があります。給料は高くても、従業員が辞めていくのであれば、おそらくさっき委員がおっしゃったとおり、就労に何か問題があるのかもしれません。

他にございませんか。ないようですので、次に「開発審査」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 開発審査室の徳寄です。資料5を御用意ください。当室は、介護保険施設の開設までの期間が適切かどうかという観点から意見を述べさせていただきます。手続きの流れは、吹田市開発事業の手続き等に関する条例の手続き、都市計画法の開発許可で宅地の造成工事、建築基準法の建築確認で建物の建築工事の順となります。吹田市開発事業の手続等に関する条例と都市計画法の開発許可までの期間は、一般的に8か月程度かかります。内訳としては、大規模開発事業構想に1.5ヶ月、大規模開発事業事前協議に4.5か月、開発許可に2か月程度です。大規模開発事業構想というのは、事前の住民説明のことです。Aは、事業面積と予定建築物の

高さから中規模等開発事業となることから、大規模開発事業構想の 1.5 か月が不要なため、6.5 か月程度の期間が必要だとみています。それでは、応募申請書のインデックス 12、1 ページを御覧ください。上から 3 行目の基本設計の期間は 5 か月、4 行目の実施設計の期間は 4 か月であり、合計 9 か月となっています。資料 5 の真ん中の表の 1 を御覧ください。条例等の手続を令和 7 年 1 月から開始してから、建築確認が令和 7 年 9 月末までの 9 か月となっており、1.5 か月程度の余裕を持ったスケジュールが組まれています。2 を御覧ください。本来、開発工事完了後、確認申請となるが、開発許可後、開発工事完了前に建築承認の 37 条申請を行う工程が含まれています。3 を御覧ください。建築で必要となる、公共施設等（上下水道等）が箕面市側からのアプローチとなる可能性があるため、条例協議が示された期間内で完了できるのかわかりません。インデックス 13、2 ページを御覧ください。事業予定地は吹田市内にありますが、上下水道等については、箕面市と協議をすることになります。そのため、現在の期間では完了できないかもしれません。4 を御覧ください。生産緑地に指定されている土地も含んでいるため、別途協議期間が必要になります。A については以上です。C と D は既存建築物を利用して営業することから、当室から意見はありません。

○**委員長** 事務局の説明について、御質問・御意見がございましたら、お受けしたいと思います。どなたかございませんか。

A の事業予定地の一部が箕面市との境にあり、そのため箕面市と協議が必要になる可能性があるとのことでした。協議の要否は、事前にわからないのでしょうか。

○**事務局** 事前にはわかりません。

○**委員長** 都市計画等の部署に問い合わせてもわからないものですか。

○**事務局** インデックス 13、2 ページを御覧ください。これを見ますと、例えば、下水道はおそらく箕面市側にもっていく計画が提出される可能性があります。ですが、それ自体も、後日、A から計画が提出されてからでないとわかりませんし、箕面市側につなぐことができるかもわかりません。他には、雨水についても懸念しています。吹田市分は吹田市内で処理をするべきですが、この立地ですと、箕面市側へ流すことも考えられます。しかし、箕面市側が、吹田市内での処理を希望した場合、施設の整備にあたって雨水管新設等の様々な工程・課題があります。

○**委員長** ありがとうございます。その他に、御質問はございませんか。ないようですので、次の議題に移ります。

4 その他 5 閉会 (15:49)

○**委員長** それでは、次第の「4 その他」について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** まず、第 3 回選定委員会の日時等について、お知らせいたします。第 3 回選定委員会は、11 月 27 日（水）午後 2 時開始です。主な内容は、「プレゼンテーション審査、応募者の採点、事前協議対象者の選定」となります。なお、今回は、動画にした各応募者のプレゼンテーションを、事前に委員の皆様にご確認いただき、プレゼンテーション審査当日は質疑応答のみとさせていただきます。つきましては、各応募者の動画ファイルを、明日 21 日（木）の午後に、大容量ファイル送信サービスにてお渡しいたします。ダウンロード URL は、電子メールにてお知らせいたします。次に、仮採点についてです。本日の書類審査の内容を踏まえた採点を、選定採点表に入力いただき、明日 21 日（木）の正午までに、高齢福祉室まで、電子メールにて送信してください。仮採点として事務局がいったんお預かりいたします。次に、第 3 回選定委員会時の採点集計についてです。第 3 回選定委員会では、その日のうちに採点結果を集計し、選定を行う必要があるため、プレゼンテーション審査終了後、各委員の皆様にお電話で、仮採

点から変更した部分の有無等について、お尋ねいたします。今、御説明した、一連の流れにつきましては、第3回選定委員会当日にも、再度、御案内いたします。最後に、プレゼンテーション審査における質疑応答についてです。各応募者あたりの質疑応答の時間は、15分を想定しています。短い時間となりますので、各自、質問事項を事前に御用意いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○委員長 全体を通して、御質問、御意見等他にございませんか。他になければ、これで第2回吹田市介護保険施設等選定委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。